

三石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
土森委員が所用のため欠席しており、かわりの委員外議員として弘田議員の出席を求めているので御了承願う。
本日は、9月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集りいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 9月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

三石委員長 初めに、9月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(梶総務部長、説明)

三石委員長 何か、質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

三石委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
9月定例会の日程については、7月7日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、予定どおり、9月21日木曜日開会、10月12日木曜日閉会ということで、会期は22日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。
以上のおおりで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

① 一括質問

ア 質問者（会派）の発言順序

三石委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申し合わせによると、自由民主党4名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、
質問第1日目 9月27日水曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党
第2日目 9月28日木曜日 公明党、自由民主党、県民の会
第3日目 9月29日金曜日 自由民主党、自由民主党
の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

三石委員長 次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

三石委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。
県民に広報するための本会議における発言者の届け出については、申し合わせでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

三石委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、9月26日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長 それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

② 一問一答

ア 発言時間等

三石委員長 次に、一問一答についてである。
まず、発言時間については、申し合わせでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。
会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党335分、県民の会130分、日本共産党65分、公明党50分、まほろばの会20分、計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

三石委員長

申し出がないので、原則どおりの運営とする。

三石委員長

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。
申し合わせにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

三石委員長

ウ 発言通告書の提出期限

次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、9月28日木曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

三石委員長

なお、一問一答における質問者の発言については、3月17日の議運で、今後も質問者の希望により、自席または議席最前列中央の質問席で行うこととされているので、発言通告書に希望する発言場所を記載するよう願う。

以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(4) 請願書の受理期限

三石委員長

次に、請願書の受理期限についてである。
申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は日曜日であるので、9月29日金曜日の本会議終了後1時間以内とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

三石委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。

(6) 決算特別委員会

ア 設置の時期

三石委員長

次に、決算特別委員会についてである。
初めに、設置の時期である。
決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月3日火曜日に設置することで、御異議ないか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

イ 委員数及び委員の構成割合

三石委員長

次に、委員数及び委員の構成割合についてである。
 申し合わせでは、委員数は総務委員会と同じ10名、また委員の各会派への割り振りについても、総務委員会の構成割合と同じとすることとなっている。
 ついては、委員数及び委員の会派構成については、この申し合わせどおりとするということで、いかがか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、自由民主党6名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、とすることで決定する。
 また、正副議長及び監査委員は、決算特別委員に選任されないとの先例があるので、念のため申し添える。
 なお、構成員については、各会派で早急に人選の上、6ページの資料6の様式により、9月27日水曜日の正午までに事務局へ提出願う。

ウ 付託議案

三石委員長

次に、付託議案についてであるが、総務部長の説明にもあったように、決算の報告議案22件に加え未処分利益剰余金の処分に関する議案2件が提出されるので、合わせてこれら24件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することで、いかがか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

(7)意見書案の提出

三石委員長

次に、7ページの資料7、意見書案の提出についてである。
 自由民主党から緊急を要する案件として、開会日の本会議に意見書案を提出したいとの申し出があり、その案文を手元に配付している。
 まず、「北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し断固たる措置をとるとともに、国民の生命を守り安全の確保を求める意見書(案)」及び「森林・林業・木材関連政策の推進に向けた森林環境税(仮称)の早期創設を求める意見書(案)」について、提出会派からの説明を求める。

弘田委員外議員

まず、北朝鮮のミサイルについては、本日6時57分にも北朝鮮からミサイル発射があり、襟裳岬東2,000キロメートルの太平洋に落ちたとの報道があった。県議会としても、早急に抗議する必要があるということで開会日をお願いしたい。それから、もう一点は森林環境税だが、これは総務省の森林吸収源対策税制に関する検討会でこれまで5回の検討がされている。8月23日の林政ニュースに、そのとりまとめを9月下旬に行うと載っていた。最終日の10月12日では間に合わないで、この中間とりまとめに間に合わすために、開会日にさせていただきたい。この総務省の中間とりまとめが、例えばこれからの予算審議や総務省に回ったり、各党の税調に行くので、ぜひ開会日をお願いしたい。

- 三石委員長
それではまず、緊急を要する内容ということであるので、この取り扱いについて御協議願う。
これら2件の意見書案について、開会日の本会議に提案することについては、いかがか。

(異議なし)
- 三石委員長
それでは、これら2件の意見書案については、緊急性を認め、開会日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)
- 三石委員長
それでは、さよう決する。
次に、これらの意見書案については、所管の常任委員会に送付せず、議運で協議することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)
- 三石委員長
それでは、さよう決する。
それではまず、「北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し断固たる措置をとるとともに、国民の生命を守り安全の確保を求める意見書(案)」の内容について御協議願う。
それでは、御意見をどうぞ。
- 弘田委員外議員
提出会派だが、この意見書にはきょうの発射の分が入っていないので、お構いなければ、きょうの分もつけ加えて調整したいが、どうか。

(異議なし)
- 三石委員長
それでは、御異議ないものと認める。
それでは、この意見書案については、議案として議運の委員の連名で、開会日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)
- 三石委員長
それでは、さよう決する。
なお、細部の文案の調整については、正副委員長に一任願う。
次に、「森林・林業・木材関連政策の推進に向けた森林環境税(仮称)の早期創設を求める意見書(案)」の内容について御協議願う。
それでは、御意見をどうぞ。
- 米田委員
協議をしたが、1つには、基本的に厳しい国民生活の中で増税につながるということで合意できない。もう一つは、森林の整備・保全は、ある意味もっとも大事な

- 国の責任であるわけで、私は、このような目的税でなく予算の中で組みかえをするなり、きちんと対応が必要だと考えたときに、目的税的な新たな増税ではなく、対応すべきということで、この意見書には賛成できない。
- 三石委員長 ほかには御意見はないか。
- (なし)
- 三石委員長 意見が一致しない。それでは、意見の一致に至らないので、この意見書案については会派から開会日の本会議に提出することを認めることでいかがか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
次に、開会日の本会議での議事手続についてである。
まず、「北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し断固たる措置をとるとともに、国民の生命を守り安全の確保を求める意見書(案)」については、知事の提案説明ののち、日程に追加して議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することでいかがか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
次に、「森林・林業・木材関連政策の推進に向けた森林環境税(仮称)の早期創設を求める意見書(案)」については、いかがか。
- 米田委員 うち、特にしない。
- 桑名委員 直ちにで。
- 三石委員長 この意見書案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
- (8) 新任の説明員の紹介**
- 三石委員長 次に、11ページの資料8、新任の説明員の紹介についてである。
新たに就任された代表監査委員及び新たに任命された警察本部長の紹介を慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後、行うことにしたいが、いかがか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。

2. 議員派遣について
第17回都道府県議会議員研究交流大会

三石委員長

次に、議員派遣についてである。

12ページの資料9、第17回都道府県議会議員研究交流大会については、平成22年10月4日の議運申し合わせにより、今年も派遣の対象とすることとし、派遣希望者は、9月20日水曜日午後5時までに、16ページの申込書を事務局まで提出するというので、御了承願う。

また、派遣人員については、全国議長会事務局が、各都道府県で5名から10名程度を予定しているとのことであるので、10名を限度に派遣することとし、10名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということ、いかがか。

(異議なし)

三石委員長

それでは、さよう決する。

また、分科会の希望についても、人数の制限もあることから、正副委員長にその調整を一任願う場合もあるので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長

なお、総務省主催で例年11月に開催される地方議会活性化シンポジウムについては、本年度は開催しないとの通知があったので、御了承願う。

(了 承)

三石委員長

次に、この議員派遣の議案については、早急に議決する必要があるので、質問最終日10月3日の本会議において議決することとし、次回の議運で案をお示しすること、御了承願う。

(了 承)

3. その他

(1) 高校生フォトコンテスト

三石委員長

次に、17ページの資料10、高校生フォトコンテストについてである。

このことについて、事務局に説明させる。

横田議事課長、どうぞ。

横田議事課長

17ページ、資料10をごらん願う。

ことし第2回目となる高校生フォトコンテストについて、その応募状況等について御報告させていただく。

連休明けの5月8日から先週の9月8日までの4カ月間、高知の魅力、高知の歴史をテーマに県内の高校生等を対象に作品を募集してきた結果、今回は12校、54人から83点の御応募をいただいた。前回は、11校、52人から87点であったので、ほぼ同様の応募状況となっている。また今回は、伊野商業・高岡・高知・土佐・土佐女子高校の5校から新たな応募をいただいた。少しずつではあるが、このフォトコンテストが高校生の中に周知され、議会や政治を身近に感じていただくという目的を

果たしていると考えている。この13日に高知県写真家協会の岩崎会長に一次審査を行っていただき、応募があった83点から入賞候補作品として20点を選出していただいている。本日は、正副議長、正副委員長、議会運営委員会の皆様に最終審査をお願いし、その20点の中から入賞作品を選出していただきたいと思っている。第4委員会室に作品を展示しているので、議運終了後、そちらへ移動していただくよう、願います。

三石委員長

何か、質問、御意見はないか。

(なし)

三石委員長

それでは事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了承)

三石委員長

なお、議運閉会后、最終審査を行うこととなるので、よろしく願います。

(2) その他

三石委員長

最後に、その他で何かないか。

(林総務課長、挙手)

三石委員長

林総務課長、どうぞ。

林総務課長

議会棟電気室の移設工事についてである。4月6日の議会運営委員会において、報告させていただいた電気室の移設工事については、昨日完成検査を終えた。今回の工事により、本館の地下にある電気室を議会棟東側駐車場に移設することにより、地震や台風等風水害による浸水時にも安定的に電源が供給できるようになった。工事期間中は御不便をおかけしたが、議会東側の駐車場については、現在は利用可能となっている。

また、議会棟の階段の滑り止めの色が統一されていないので、統一するようにとの御意見をいただいたので、管財課に全部同じ色に交換するよう要請する。

私からの報告は、以上である。

三石委員長

何か、質問はないか。

(なし)

三石委員長

ほかに、何かないか。

(なし)

三石委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の9月27日水曜日、午前9時から開催することとする。

三石委員長

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。